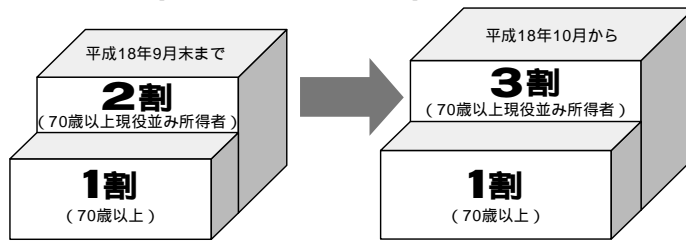


70歳以上(老人医療受給者含む)の医療費負担割合

1 現役並み所得者
(月収28万円以上、課税所得145万円以上の方)



七十歳以上の方で、現役並みの所得がある方は、お医者さんにかかったとき、窓口での医療費負担割合が二割から三割に引き上げられます。「現役並み所得者」については、同一世帯に一定所得以上で七十歳以上の方、もしくは老人保健対象者がいる方のことで、各医療機関での窓口負担割合は医療費の三割になります。なお、七十歳以上の方および老人保健対象者の収入の合計が一定額未満(単身世帯の場合は年収三百八十三万円未満、二人以上の世帯の場合は年収五百二十万円未満)である場合は、これまでと同様に申請により認められれば一割の負担となります。

今回の改正により新たに「現役並み所得者」となる方については、自己負担限度額を「一般」に据え置く経過措置が二年間設けられています。

所得の多い高齢者の医療費負担割合の改正について

南丹市の福祉医療制度

制 度	対 象 者
乳 幼 児 医 療	0歳児から小学校入学前の乳幼児は、1カ月1医療機関、200円の負担(入院・外来別)で医療が受けられます。
母 子 家 庭 医 療	母子家庭で扶養されている子が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある母および子。
すこやか子育て医療	小学校～高等学校などの児童は、1カ月1医療機関、200円の負担(入院・外来別)で医療が受けられます。支給要件:南丹市内に1年以上の居住が必要です。高校生以上は学生証が必要です。
障 害 者 医 療	老人保健医療制度を受給されていない、身体障害者手帳1～4級、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、所得が一定基準額以下の方。
老 人 医 療	65歳以上70歳未満の方で所得などが一定の基準額以下の方。
重度心身障害 老人健康管理事業	老人保健医療制度受給者で、身体障害者手帳1～4級、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、所得が一定基準額以下の方。

注)申請には印鑑、健康保険証、金融機関の通帳(郵便局以外)が必要です。また、すこやか子育て医療費の助成を受けられる方や、その他の制度で自己負担額以上に医療費を支払われた方は、上記以外に領収書が必要です。申請の受付は、各支所健康福祉課で行っています。

南丹市では、乳幼児・母子家庭・児童・心身障害者・老人に対して、医療費の助成を行っています。助成の対象者は、南丹市に住所を有する健康保険の加入者で、左表に該当する方です。それぞれの制度には、本人・配偶者・扶養

ご存じですか?

南丹市の福祉医療制度

義務者に対する所得制限があり、所得の申告がないと制度の適用を受けられません。所得が無い場合でも申告をしてください。また各制度により助成の範囲も異なります。詳しくは市民課国保医療係【(077)771-6800】までお問い合わせください。